

工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

1 概要

（1）適用対象工事

- ・ 工期内に急激なインフレーション等を生じ請負代金額が著しく不相当となった工事
- ・ 残工事が基準日から 2 ヶ月以上あること

（2）変更対象

- ・ 賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

（3）受注者の負担

- ・ 残工事費の 1.0%

2 運用基準

運用基準

3 運用マニュアル

運用マニュアル

4 変更契約後の対応について

なお、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただく必要がありますので、よろしくお願いします。

5 請求書

様式 1-1

請求する際は、必ず発注課へ事前連絡をお願いします。